

議案第 2 号

大口町自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町が設置する自転車駐車場における放置自転車の管理と処分の方法を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成９年大口町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

名称	設置場所
第１駐輪場	大口町余野六丁目１０番地
第２駐輪場	大口町余野六丁目１３番地

第３条第３号を削る。

第４条第３号を次のように改める。

(3) 自転車を放置しない者であること。

第７条の見出しを「(撤去した自転車に対する処置)」に改め、同条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２ 町長は、撤去した自転車を保管したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するとともに、その保管する自転車（以下「保管自転車」という。）の所有者等の確認に努めなければならない。

３ 第２項の規定による告示の日から起算して規則で定める期間を経過してもなお保管自転車を返還できないときは、当該保管自転車の所有権は大口町に帰属するものとし、廃棄等の処分をすることができる。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

大口町自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧												
(設置) 第2条 略 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>設置場所</th></tr> <tr> <td>第1駐輪場</td><td>大口町余野六丁目10番地</td></tr> <tr> <td>第2駐輪場</td><td>大口町余野六丁目13番地</td></tr> </table> 2 略 (定義) 第3条 略 (1)・(2) 略 (使用資格) 第4条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 自転車を放置をしない者であること。</u> (4) 略 <u>(撤去した自転車に対する処置)</u> 第7条 略 2 <u>町長は、撤去した自転車を保管したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するとともに、その保管する自転車（以下「保管自転車」という。）の所有者等の確認に努めなければならない。</u> 3 <u>第2項の規定による告示の日から起算して規則で定める期間を経過してもなお保管自転車を返還できないときは、当該保管自転車の所有権は大口町に帰属するものとし、廃棄等の処分をすることができる。</u> 4 略	名称	設置場所	第1駐輪場	大口町余野六丁目10番地	第2駐輪場	大口町余野六丁目13番地	(設置) 第2条 略 <table border="1"> <tr> <th>設置場所</th><th>収容台数</th></tr> <tr> <td>大口町余野六丁目10番</td><td>65台</td></tr> <tr> <td>大口町余野六丁目13番</td><td>84台</td></tr> </table> 2 略 (定義) 第3条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 駐輪機 自転車を止めるために駐輪場内に設置してある機具をいう。</u> (使用資格) 第4条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 自転車を駐輪機に止めることができ、かつ、放置をしない者であること。</u> (4) 略 <u>(撤去した自転車の保管等)</u> 第7条 略 2 略	設置場所	収容台数	大口町余野六丁目10番	65台	大口町余野六丁目13番	84台
名称	設置場所												
第1駐輪場	大口町余野六丁目10番地												
第2駐輪場	大口町余野六丁目13番地												
設置場所	収容台数												
大口町余野六丁目10番	65台												
大口町余野六丁目13番	84台												